

令和7年度第1回甲賀市子ども・子育て応援団会議 会議録

日時：令和7年7月3日（木）

14時30分～16時00分

場所：甲賀市役所301会議室

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 委嘱状 交付

副市長から委嘱状が交付された。

4. 委員紹介・事務局紹介

5. 会長・副会長の選出

互選の結果、会長に榎本祐子委員、副会長に林善彦委員が選出された。

6. 諮問書 交付

甲賀市こども基本条例の制定及び甲賀市こども計画の策定について、副市長から会長あて諮問された。

7. 議事

発言者	内容
会長	改めまして、びわこ学院大学短期大学部の榎本です。この度は、甲賀市子ども・子育て応援団会議の会長という大変重要な役割を、担わせていただくことになりました。身の引き締まる思いであります。 私も今、小学校1年生と3年生の子どもがおります。このような審議会は、今年が初めてなんですけれども、子どもが0歳の頃から、このような自治体の会議に参加させていただいております。私も地域で子育てをしている中で、やっぱり当事者でないとわからないこととか、何でこうなっているのだろうっていうことがありますので、そういう中で、保護者の一人ひとりにどういう困り事があるのかとか、もうちょっとこうなって欲しいなっていうのを伝えるのって、すごく難しいことかなと思っております。 この会議では保護者の皆様や支援団体の方、様々な行政の方、様々な立場の違う方々が、甲賀市の子育てを良くしたいということで集まっております。それぞれの立場でしか見えないことがあると思いますので、ぜひ皆様にご協力いただいて、忌憚のないご意見をいただいて、すべては難しいかもしれないのなんですけれども、これが課題だということをもみんなで共有して、少しでも前進していけるようにしたいと思いますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

	それでは、会議に入る前に、会議の成立について事務局からお願いします。
事務局	・委員 19 人中 15 人の出席があるため、会議の成立を報告した。 ・配布資料の確認。
会長	それでは次第に基づき、議事 1 の甲賀市子ども・子育て応援団会議及び会議の運営について、事務局より説明の方よろしく願いいたします。
事務局	それでは事務局から、応援団会議及び会議の運営についてご説明をさせていただきます。 皆様のお手元の資料 3、子ども・子育て応援団会議条例をご覧ください。 本会議は、条例第 3 条第 1 項におきまして、委員 25 名以内で組織すると規定しており、今期は 19 名の皆様に委嘱をさせていただいております。 また、任期につきましては、第 4 条で 2 年と規定しております。 第 7 期委員の皆様には、令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで委嘱させていただいております。 各団体からのご推薦をいただき、委員になっていただいている皆様もいらっしゃると思いますので、任期途中での委員の変更ということもございます。その場合は、残りの任期を、後任の方に引き継いでいただくことになります。 本会議の所掌事務につきましては、第 2 条に規定しておりますとおり、市長の諮問に応じて、第 1 号から第 6 号までに定める事項について調査・審議等を行っていただきます。 本日、諮問させていただきました、こども計画の策定は、第 1 号に規定されています「こども基本法第 10 条 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること」という、この条項に該当します。なお、こども計画については、第 2 号から第 5 号までの計画も一体的に盛り込んで策定することと、国から勧められておりますので、これらも含めて、こども計画の調査・審議をしていただく予定です。 本日、もう 1 つ諮問をさせていただきました、こども基本条例の制定については、第 6 号の「市長が必要と認めること」として諮問させていただいたものです。 なお、昨年度に策定しました第 3 期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画は、この第 4 号、第 5 号に該当するものです。 最後に甲賀市では、甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針に基づき、会議の透明性の向上を図るとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政の参加を促進するため、原則として会議を公開するというふうに決められております。 会議の公開については、会議の傍聴を認めること及び会議録を公表することによって、会議の公開を行います。 会議の開催は、事前にホームページ等に掲載し、日時、場所等を周知しております。 また、議事録については、会議資料とともに、後日、市のホームページで公開させていただく予定です。

	ここでお諮りをいたします。 議事録については、発言した委員の皆様のお名前を出す方式もございますが、この応援団会議では、従来から、お名前が特定されない形で、議事録に掲載するという方式をとっております。 この点について、この第7期の会議運営として、どのような形が良いか、従来通りのお名前が特定されない形での議事録で、よろしいでしょうか。皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ただいま事務局から子ども・子育て応援団会議及び会議の運営について説明がありました。 この点について、委員の皆様からご質問等はございますか。 会議録の公開については、お名前を特定しない形で公開させていただくということではよろしいでしょうか。 (質問、異議なし) ありがとうございます。 そうしましたら、先ほど事務局から説明ありました通り、議事録には、発言をいただきました委員の方のお名前を特定しない形で掲載し、公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。 それでは、次にこども計画の策定及びこども基本条例の制定に向けた流れについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	引き続き、事務局から説明させていただきます。 今回は応援団会議の1回目ということで、本格的なこども計画の策定、またこども基本条例の制定の作業に入るのではなく、大きな流れ、またポイントとなる部分について、簡単に説明させていただきたいと思います。 お手元にお配りしました資料5、1枚ものの資料をご覧ください。 自治体こども計画策定のためのガイドラインと書いております。 まずは、計画策定と条例制定の大きな流れですが、国は、こども基本法第10条において、都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成してくださいと、そして市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成してくださいと、法律によって努力義務を課しています。 このこども大綱が令和5年12月に政府で閣議決定され、それを受けて、滋賀県は令和7年3月に県のこども計画にあたります「おうみ子ども・若者プラン」を改訂されました。 そこで、甲賀市では、今年度と来年度の2か年をかけまして、こども大綱と県こども計画である県子ども・若者プランを勘案しまして、甲賀市こども計画を策定しようと考えております。 この甲賀市こども計画の策定にあたっては、従来に市では作成していなかった計画も含めまして、各法令に基づく各種計画を一体的なものとして作成することを予定しております。具体的には、この資料の右の方、真ん中ほどにあります例をご覧ください。子ども・若者計画、また、子どもの貧困対策に係る計画というものがございますが、現在、市では策定していないため、今回、こど

も計画の策定の機会に、合わせて盛り込んでいく予定をしております。

その下の2つです。子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の2つについては、昨年度に第3期甲賀市子ども・子育て応援団計画として、すでに策定したところです。こちらも今回策定します甲賀市こども計画の中に取り込んで、一体的な計画とする予定です。先ほど、応援団会議条例で所掌事務をご説明しましたのは、この部分に対応しております。

次に資料の裏面をご覧ください。自治体こども計画策定にあたっての工程がイラストで書いてあります。工程では大きく、事前準備、調査、策定、完成・推進といった流れに流れで示されております。

このうち、甲賀市では、今年度に事前準備と調査を行う予定をしております。そして、来年度に、策定に向けた具体的な計画の検討作業を行い、来年度末、令和9年3月の完成をめざしております。

調査については、こどもやその保護者、若者を対象としたアンケート調査を実施するほか、こどもから直接対面で意見を聴き取るということを予定しております。

その中で特にアンケートの調査項目につきましては、9月の次回審議会において、委員の皆様にはアンケートの調査票をお示しして、その内容についてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、アンケート調査、意見聞き取り等の各種調査を実施した後に、報告書を取りまとめまして、年明けの1月ごろに審議会を予定しておりますが、その会議で委員の皆様には報告させていただくとともに、その調査結果の分析についてもご意見をいただきたいと思いますと考えております。

来年度の策定作業においては、4回程度の会議を開催させていただこうと思っております。そうして段階的に計画を作り上げる中で、委員の皆様にもご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この計画策定の流れとともに、甲賀市こども基本条例の制定作業も、同時進行で進めていくことを考えております。1年目にアンケート等で調査を行い、2年目に条例制定に向けた案の作成を進めていく予定です。

以上、応援団会議における計画策定と条例制定についての大きな流れをご説明させていただきました。

ここまでの説明で出てきました、こども基本法、またこども大綱ということをお話で挙げさせていただきましたが、この2つは、計画策定、条例制定を進める上で大きなよりどころとなります。ポイントとなる部分を確認させていただきたいと思いますので、資料4の冊子をご覧ください。こども大綱説明資料という冊子でございます。

最初に中ほどの7ページまでお進みください。参考資料として、こども基本法の条文が掲載してあります。こども基本法の第1条、目的です。少し長いですが、読み上げさせていただきます。

「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自

立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として、こども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」と規定されております。こちらの第1条の目的のところに、こども基本法の趣旨が凝縮されております。

表紙にお戻りください。このこども基本法の目的と、第9条の規定を受けまして、令和5年12月にこども大綱が閣議決定されました。

次に、2ページ目の一番上のところです。先ほどのこども基本法の目的を受けまして、こども大綱では、めざすべき社会をこどもまんなか社会と名付け、より具体化しています。ここも読み上げさせていただきます。

「こどもまんなか社会とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的精神的社会的に、将来にわたって幸せな状態、これをウェルビーイングと言います。この状態で生活を送ることができる社会」、それを「こどもまんなか社会」と定義しております。

このこどもまんなか社会の理念は、昨年度に策定しました甲賀市子ども・子育て応援団計画においても取り入れております。引き続き、こども計画を策定する上でも、こどもまんなか社会を目指すという視点が大変重要になって参ります。

次に3ページをご覧ください。こども施策に関する基本的な方針として、6つ挙げられております。このうち、ポイントとなる2つについて見ていきたいと思います。

基本方針の①は、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格、個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ると定めています。この方針を受けて、甲賀市では、こども計画とともにこども基本条例を策定しようとしています。もともと法が定めておりますのは、こども計画の策定で、これも努力義務と定めておりまして、こどもの権利についての条例を定めることについては、国から要請はされておられません。しかし、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども基本法が定められ、これを受けて滋賀県においても、もともとあった子どもの権利条約を再検討し、新たに改正をされておられます。

甲賀市においても、市の条例として、こどもの権利に関する条例を議会議決のうで制定することで、市の最上位の法規にこどもの権利保障を位置付ける意味があると考えております。

この条例に基づき、具体的な施策を定めた甲賀市こども計画を策定し、条例と計画を車の両輪とし、本市のこども施策を進めていくことを考えておりま

	す。 次に、基本方針の②では、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き対話しながら、ともに進めていくとあります。 こどもが自分のことについて意見を形成し、その意見を表明すること、そして、社会に参画することが求められています。 計画策定と条例制定においても、こどもたちから意見聴取をし、計画に反映し、その結果をこどもたちにフィードバックすることを予定しています。 この点は、非常にこの計画策定、また条例制定の点で重要な部分であります。私たちも大人相手の意見聴取というのは多数行っておりますが、こどもへの意見聴取というのは、経験がございません。初めての取り組みになりますので、国の情報提供、また他市の先行事例を参考にしながら、手探りで進めていくこととなります。 特にこの点においては、この甲賀市には、長年の間、こどもの意見形成をサポートし、またその意見を聴取されてきました、かふか21こども未来会議さんという団体がございます。そのご協力も得て、初めてのこどもの意見聴取を進めていきたいと考えております。 こども大綱については、まだまだ説明していない部分が多数ございますが、全部を説明させていただく時間もございませんので、お時間がある時にお目通しいただければ幸いです。 今後、計画策定、条例制定をする中で、必要な部分を改めて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上、こども計画の策定及びこども基本条例の制定に向けた流れについての説明といたします。
会長	国の方から求められているこども計画の策定と、あと甲賀市として独自にこども基本条例を制定していくということで、ご説明がありました。 この点について、委員の皆様から質問、ご意見、ちょっとわからなかったということがあれば、聞いていただけたらと思いますが、何かございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 初めて参加された保護者代表の方はおそらく何のことだろうという感じかもしれないのですが、また今後、会議では計画の中身の検討に入っていくことになるかなと思います。 このような流れで、この会議が2年間実施されていくということでご承知いただけたら幸いです。 それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様には、議事の運営にご協力いただき、ありがとうございました。

4. 副会長 閉会挨拶 【林副会長】

皆さん、本日は、会議の前に大変な雨が降りましたが、きばって来ていただきましてありがとうございました。

先ほどから説明ありましたが、令和7年度、並びに8年度の2年間で、甲賀市の子ども・子育て応援団会議といたしまして、新しい計画等も検討していただかなければならないということでございます。

私も社協の会長もさせていただいておりますけれども、その前に、島田委員も一緒でございますけれども、最後にお話のありました、かふか21子ども未来会議の実行委員会をさせていただいております。15年も経っているのですけれども、その時の小学生、中学生の子どもさんが、大学生並びに社会人にもなっております。その皆さんが、スタッフとして協力いただいておりますのが大変ありがたいなという思いをしております。

私も70を超えまして、大変な年になってきましたけれども、次の世代、特に、これからの甲賀市を担っていく、この会議の方で、いろんな皆様のご意見を頂戴して、計画ができたと思います。2年間でございますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

本日は短時間でございましたけれども、気を付けてお帰りいただきたいと思います。

ありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

5. 閉会